

製造物と部品・原材料

朝見 行弘 Asami Yukihiro 弁護士/久留米大学法学部 教授

製造物責任を専門分野とし、特にアメリカの製造物責任についての研究を重ねている。近年では、NPO法人消費者支援機構福岡の理事長として、消費者契約をめぐる実務にも深く関与している

「製造又は加工された動産」

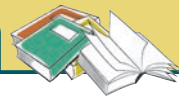
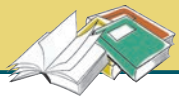
製造物責任法は、「製造^{また}又は加工された動産」をもって「製造物」と定義し(2条1項)、製造物の欠陥によって生じた損害について製造業者等が無過失責任に基づく賠償責任を負うものと定めています。そして、「製造又は加工」とは、イシガキダイ食中毒事件^{*1}において、「原材料に人の手を加えることによって、新たな物品を作り(『製造』)、又はその本質は保持させつつ新しい属性ないし価値を付加する(『加工』)ことをいうものと解するのが相当である」とされ、食品の加工については、原材料に加熱、味付けなどを行って新しい属性ないし価値を付加したといえるほどに人の手が加えられていれば「加工」に当たるものと判断されました^{*2}。

未加工の自然産物を製造物責任法の適用対象とすべきかについては、生産者が欠陥の創出に直接寄与しているわけではない場合が多いこと、自然の中で農林畜水産業者が行う生産について過度の危険管理能力を求めるのは酷であること、個々の農林畜水産物を生産した事業者の特定は

膨大な商品管理コストを要するなど極めて困難であることなどを理由として^{*3}、適用対象から除外されました。製造物責任に関するEU指令^{*4}は、加盟国間の合意が得られなかったことから、未加工の自然産物を製造物の範囲から除外することを原則としたうえ(EU指令2条)、各加盟国の国内法により、それらを製造物の範囲に含めることができるが(EU指令15条1項a号)、未加工の自然産物を適用範囲に含めたのはルクセンブルク、フランス、スペインなど少数でした。しかし、1986年にイギリスで発生したBSE(Bovine Spongiform Encephalopathy: 牛海綿状脳症)をきっかけに、1999年5月の製造物責任に関するEC指令の改正により、未加工の自然産物についてもその適用対象に含めるものとされました^{*5}。

わが国の裁判例において自然産物について製造物責任法の適用が主張された事例は、瓶・缶詰め、塩漬け、味付け、食肉加工、小口切り、パック詰めなど、いずれも「加工」がなされたものと判断されており、「製造物」に該当しないとして同法の適用が否定された事例はみられません^{*6}。

- *1 東京地裁平成14年12月13日判決『判例時報』1805号14ページ[第一審]、東京高裁平成17年1月26日判決 ウエストロー・ジャパン2005WLJPCA01266013[控訴審]
- *2 ウェブ版『国民生活』2022年1月号35～36ページ参照 https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202201_15.pdf、ウェブ版『国民生活』2012年10月号27ページ参照 https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11436742/www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201210_11.pdf
- *3 通商産業省産業政策局消費経済課編『製造物責任法の解説』69ページ以下(通商産業調査会、1994年)
- *4 「欠陥製造物に対する責任にかかる加盟国の法律、規則および行政規定の近似化に関する1985年7月25日EC理事会指令(COUNCIL DIRECTIVE of 25 July 1985 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products (85/374/EEC))」
- *5 「欠陥製造物に対する責任にかかる加盟国の法律、規則および行政規定の近似化に関する1985年7月25日EC理事会指令を修正する1999年5月10日ヨーロッパ議会およびEC理事会85/374/EEC指令(DIRECTIVE 1999/34/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 10 May 1999 amending Council Directive 85/374/EEC on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products)」
- *6 イシガキダイ食中毒事件(前掲*1)のほか、東京地裁平成13年2月28日判決『判例タイムズ』1068号181ページ(瓶詰めオリーブ)、静岡地裁令和3年3月11日判決ウエストロー・ジャパン2021WLJPCA03116004(冷やしキュウリ)、神戸地裁平成14年11月20日判決ウエストロー・ジャパン2002WLJPCA11206006(缶入り野菜ジュース)、横浜地裁平成15年12月16日判決TKC LEX/DB 25483314(パック詰め生食用カキ)、東京地裁平成16年8月31日判決『判例時報』1891号96ページ(馬肉)、東京地裁平成23年5月12日判決ウエストロー・ジャパン2011WLJPCA05128008(味付けめかぶ)、東京地裁平成24年11月30日判決『判例タイムズ』1393号335ページ(サイコロステーキ)、東京地裁平成25年12月5日判決『判例時報』2215号103ページ(塩蔵マッシュルーム)、東京地裁平成29年9月5日判決ウエストロー・ジャパン2017WLJPCA09058005(食用長ネギ)がみられる



不動産

製造物責任法における「製造物」は「動産」に限定されており、不動産については、「契約責任による救済がなじむこと、第三者に対する被害については工作物責任(民法717条)による救済手段が用意されていること、耐用年数が長く、その間の劣化や維持・補修を十分に考慮する必要があること、EC諸国でも不動産は製造物責任の対象外であり、国際的な制度との調和が必要なこと」*7などとして、その対象から除外されています。

建物の瑕疵(欠陥)に対する損害賠償は、その建物の修補費用あるいは建て替え費用相当額の賠償請求を主たる内容とするものとされています*8。しかし、これらの損害は、いずれも建物そのものに生じた損害を填補するものにほかなりません。製造物責任法は、製造物の欠陥によって生じた損害であっても、その損害が製造物自体にとどまる場合には、同法に基づく損害賠償の対象とはならないものと規定しています(3条ただし書)。したがって、仮に、不動産を「製造物」の中に取り込んだとしても、建物の瑕疵(欠陥)による建物の修補費用あるいは建て替え費用相当額の賠償請求は、製造物責任法の対象となるものといわなければなりません。また、例えば、建物の外壁が剥離して第三者が負傷した場合など、損害が瑕疵(欠陥)のある製造物である建物を超えた拡大損害が生じた場合には、土地工作物責任に基づく建物の占有者または所有者の賠償責任を問うことが可能であり、これが製造物責任法の対象から不動産が除外された理由の1つとされています*9。しかし、瑕疵(欠陥)のある不動産の占有者や所有者が拡大損害を被った場合には、自らが土地工作物責任の責

任主体となることから、不動産を製造物責任法の適用対象とすることに意味が認められます。

そして、建物の構成部分となる動産に欠陥が存在する場合、その動産の製造業者等は製造物責任法に基づく賠償責任を負うにもかかわらず、その構成部分が組み込まれた完成品としての建物の製造業者等は同法に基づく賠償責任を負わないこととなります。しかし、構成部分となる動産の欠陥による損害が、その構成部分を越えた拡大損害となる場合であっても、組み込まれた不動産にとどまるのであれば、その不動産にとっては製造物自体の損害にほかならず、製造物責任法の対象外となってしまいます。したがって、不動産を「製造物」に含めるに当たっては、欠陥によって生じた損害が製造物自体にとどまる場合を製造物責任法の対象から除外する規定(3条ただし書)を削除する必要があります。

中古品

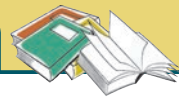
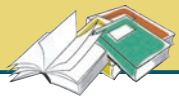
中古品については、先行消費者による使用のほか修理や整備などが介在することも多く、製造業者等が引き渡した後に製造物が通常有すべき安全性を欠く状態となった場合においては、製造業者等が賠償責任を負うことはありません。

しかし、デジタルプラットフォームによる取引の場が拡大するに伴って、中古品の売買も一般的となり、製造業者等が製造物を引き渡した後に製造物が通常有すべき安全性を欠く状態となる事例も多くみられることから、このような欠陥を生じさせた事業者に製造物責任法を適用する必要があるものと思われます。そして、これは、販売業者を製造物責任法の責任主体とすることで実現できるものということができます。

*7 消費者庁消費者安全課編『逐条解説 製造物責任法(第2版)』(商事法務、2018年)50ページ

*8 松本克美「不動産と製造物責任」『立命館法学』367号870ページ(2016年)、同「欠陥住宅被害における損害論」『立命館法学』280号1569ページ(2001年)参照

*9 設置上の瑕疵によりアパートの外階段が倒壊し、階段を利用していた訪問者が負傷した事例について、アパートの管理人につき民法717条1項本文に基づく土地工作物責任を否定し、所有者について同項ただし書に基づく賠償責任を肯定した裁判例として、東京地裁平成9年2月10日判決『判例時報』1623号103ページ参照



部品・原材料

製造物に組み込まれた部品・原材料は、組み込まれるまでは独立した動産であることから、それらに欠陥が存在する場合は、それらが組み込まれた最終製品についても欠陥性が認められることになり、最終製品を購入した消費者に対しても製造物責任法に基づく賠償責任を負います。ここにおける部品・原材料の欠陥は、それらが組み込まれた最終製品が「通常有すべき安全性を欠く」ものとなることを意味しており、使用方法によって最終製品が欠陥を有するものとなったことをもって部品・原材料の欠陥性が否定されるものではありません。部品・原材料の製造業者等は、抗弁として、「当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと」を立証した場合においてのみ、製造物責任法に基づく賠償責任の免責が認められています(4条2号)。

洗顔石鹼に配合されていた加水分解コムギである「グルパール19S」により小麦アレルギーへの感作が生じた茶のしずく石鹼コムギアレルギー事件*10において、グルパール19Sの製造業者である株式会社片山化学工業研究所(以下、片山化学工業研究所)は、グルパール19Sは、特定の最終製品に使用することを前提として開発された製品ではなく、化粧品や食品に広く用いることができる汎用的な原材料であり、最終製品は原材料製造業者の与り知らない工程により開発、製造されるものであって、汎用品である原材料製造業者において最終製品の用途、仕様を想定し、いかなる最終製品においても安全性が担保されるよう指示、警告等を行わなけれ

ばならないとすれば、汎用的原材料の流通が閉ざされることになるとして、いわゆる「汎用品論」を展開しました。

この点について、茶のしずく石鹼コムギアレルギー東京訴訟*11は、グルパール19Sは医薬部外品・化粧品のための汎用的な原材料であるとしたうえ、①汎用品である原材料の欠陥は、最終製品の設計いかんにかかわらず、原材料が社会通念上期待される安全性の水準を欠くときに認められること②片山化学工業研究所は、石鹼等の専門業者である製造業者の株式会社フェニックス(以下、フェニックス)に対し、グルパール19Sの危険性・有害性に関する情報が十分でないことから、使用者が自ら試験によって確認することを求める旨の情報提供をしていたことなどを理由として、グルパール19Sが最終製品の設計のいかんにかかわらず社会通念上期待される安全性の水準を欠いているとまでは認められず、グルパール19Sに欠陥は認められないと判断しました。

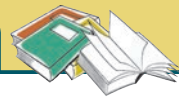
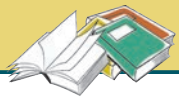
しかし、同福岡訴訟第一審および控訴審*12は、汎用的な原材料には、通常想定される用途として用いられる最終製品の範囲に一定の限定が存在し、その範囲内の完成品の原材料として用いられる限り、最終製品の製造業者が通常想定される用法を逸脱して当該原材料を使用した場合を除き、完成品にその欠陥に該当するような危険を生じさせないことが、当該原材料の通常有すべき安全性の内容の1つになり、洗顔石鹼の原材料として用いることはグルパール19Sの汎用的な原材料としての用途の1つとして予定された通常想定される範囲内のものであるとして、グルパール19Sの欠陥性を認めました。同大阪訴訟*13においても、原材料の欠陥を考えるうえでは、最終製品が当該原材料の「通常予見される使用形態」に沿って使用され、製造

*10 ウェブ版「国民生活」2021年12月号38ページ(コラム1)参照 https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202112_15.pdf

*11 東京地裁平成30年6月22日判決 裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/148/088148_hanrei.pdf

*12 福岡地裁平成30年7月18日「判例時報」2418号38ページ(第一審)、福岡高裁令和2年6月25日判決ウエストロー・ジャパン2020WLJPCA06256015(控訴審)

*13 大阪地裁平成31年3月29日判決 裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/741/088741_hanrei.pdf



されたか、原材料のほかに製品事故の要因が存在するかなどが重要な考慮要素となるうえ、グルパール19Sは、主として化粧品用途および食品用途において配合、添加されることが想定された成分であり、片山化学工業研究所がフェニックスにアレルギーの発症可能性の危険について十分な指示、警告を行ったといえるかは疑問であるとして、グルパール19Sの欠陥が認められています。

汎用品である部品・原材料をどのような用途・用法において使用するのかが最終製品の製造業者にすべてかかっており、その用途・用法に「通常予見される使用形態」を観念することができないとするならば、そのような部品・原材料に欠陥を認める余地は無いこととなります。しかし、「汎用品」といっても、前提となる用途・用法がおのずと存在するのであって、その用途・用法こそが「通常予見される使用形態」にほかならないといわなければなりません。グルパール19Sを「汎用品」と呼ぶかは別として、化粧品および食品への添加を目的として製造されたものであることに争いはありません。化粧品および食品への添加という用途・用法は、「通常予見

される使用形態」あるいは「意図された使用形態」にほかならず、これらの用途・用法を前提として「通常有すべき安全性」を欠くものと評価される場合において、その原材料に欠陥が認められることとなります。

汎用品論においては、汎用品である部品・原材料のすべての用途・用法を想定して指示・警告を与えることは不可能であると主張されています。しかし、部品・原材料の欠陥を判断するに当たって主観的要素(過失)を持ち込むことは許されないのであって、部品・原材料の用途・用法を製造業者等が予見できなかったことをもって欠陥性を否定することはできません。部品・原材料についての指示・警告については、部品・原材料製造業者が指示・警告をできたかではなく、その指示・警告が無かったことによつて、当該部品・原材料が「通常有すべき安全性」を欠くものとなったかという「指示警告上の欠陥」の問題としてとらえるべきものなのです。ちなみに、グルパール19Sについて、原告らはいずれの訴訟においても、設計上の欠陥のみを主張しており、指示警告上の欠陥を問題とする余地は無いものということができます。

コラム 瑕疵担保責任から債務不履行責任(契約不適合責任)へ

契約責任に基づくものとして、2020年から施行された改正民法の施行前において、建物の修補費用あるいは建て替え費用相当額の賠償責任は、「瑕疵担保責任」(改正前民法570条、566条)に基づくことを原則として解されてきた。しかし、改正後の民法においては、「瑕疵(目的物が通常有すべき性質を欠いていること)」という概念が無くなり、「契約不適合(目的物が契約の内容に適合しないこと)」として債務不履行責任(民法415条)負うことになった。民法改正前の瑕疵担保責任には買主が瑕疵を知った時から1年の権利行使期間が定められており(改正前民法570条による566条3項の準用)、改正後の品質に関する契約不適合による損害賠償についても、買主は不適合を知った時から1年内(売主がその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかった場合を除く)に請求すべきものと規定されている(民法566条)。しかし、2000年4月施行の「住宅の品質確保の促進等に関する法律(住宅品質確保法)」は、新築住宅の売買における構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分に関する瑕疵担保責任の責任期間を目的物の引渡しから10年とし、これに反する買主に不利な特約を無効とする民法の特則を定めている(住宅品質確保法95条1項)。なお、改正により民法上「瑕疵」という文言は削除されたが、住宅品質確保法はこれを維持したうえ、「この法律において『瑕疵』とは、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状態をいう」(同2条5項)とする定義規定の追加によって対応している^{*14}。

*14 ウェブ版「国民生活」2020年4月号28～29ページ参照 https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202004_11.pdf